



クリスマスのイルミネーションが街を美しく飾る季節となりましたが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。

12月といえば『師走』と言いますが、昔は多くの品物をつけで購入し、それを決済するのは盆と暮れだったそうです。なので、いつもはゆったりと構えている先生方でさえ走り回る月、という意味でつけられたそうです。

皆さまも年末ご多忙の折ではございますが、ご自愛くださいますようお願い申し上げます。

年末年始休暇のお知らせ

12月29日(金)～1月4日(木)は年末年始休暇をいただきます。

年明けは5日(金)より営業しております。

ご不便をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

日	月	火	水	木	金	土
24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
休み	通常営業	通常営業	通常営業	通常営業	休み	休み
31日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
休み	休み	休み	休み	休み	通常営業	休み



12月25日 クリスマス



クリスマスは、イエス・キリストの生誕を祝う行事です。日本では、クリスマスの前夜（クリスマス・イブ）である12月24日に合わせてクリスマスツリーを飾り、クリスマスケーキを用意するなどのお祝いの行事が催されます。クリスマスにはサンタクロースがトナカイにそりをひかせて家々を回り、子供たちにプレゼントを配るといった伝承があります。



今月の税務予定

12月11日(月)

- ・11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

30年1月4日(木)

- ・10月決算法人の確定申告と納税
- ・4月決算法人の中間申告と納税
- ・1月、4月、7月決算法人の消費税の3ヶ月ごとの中間申告
- ・11月分社会保険料納付

～マイナポータルの本格運用が始まりました～



マイナポータルの本格運用が11月13日(月)より始まりました。
マイナポータルとは、主にマイナンバーに関連した個人情報を自ら確認できるポータルサイトです。
このサイトでは具体的に下記のことことができます。

①行政機関によるマイナンバー利用履歴を確認できる。

行政機関が自分のマイナンバーに関わる情報をどのように扱ったか、法定外に自己情報を取り扱っていないかなどを確認することができます。
マイナンバーに紐づいた情報が、いつ・誰に・なぜ提供されたかといった履歴をマイナポータルで確認することができます。

④国民年金や国民健康保険料などの納付状況を確認できる。

国民健康保険料や国民年金の支払状況などを、ネットで確認できるようになります。
これらの個人情報を参照するために、わざわざ身分証を持って行政機関へ出向いたり、問い合わせをする必要がなくなるということです。

②行政機関からのお知らせ・参考情報をパソコンなどから受け取れる。

行政機関からのお知らせが、パソコンやタブレット端末等で確認できるようになります。
マイナポータルにアクセスすれば必要な情報が得られるので、各種社会保険料の支払金額や、確定申告等を行う際に、参考となる情報を簡単に入手できます。

⑤ネットバンキングやカード決済で税金や社会保険料の払い込みができる

マイナポータルを通じて、ネットバンキングやクレジットカードで税金や社会保険料などの公金決済ができるようになります。公金決済のサービスは、パソコンやスマホからだけでなく、テレビやコンビニ端末からの利用も検討されています。

③地方公共団体の子育てサービスの検索やオンライン申請ができる。

地方公共団体が提供する子育てに関するサービスで、各家庭に合ったサービスの検索が可能になります。
自宅にいながら申請書類の確認もできます。さらに、利用者は市区町村役場まで出向くことなく、ネットを使ってオンラインで手続きの申請ができるようになります。

将来的には…

民間企業との連携が進むことで、引越の際に電気・ガス・インターネット・金融機関などの移転届等の手続きが、ネット上でワンストップで出来るようになるのでは…と期待されています。

マイナポータル <https://myna.go.jp/>

編集後記

12月といえばクリスマス、クリスマスといえば赤いサンタクロースですよね？
実は黒いサンタもいたことをご存知ですか？
どうやら行儀の悪い子供に炭をプレゼントするらしく、最悪の場合連れ去られる可能性も…

お子様がいらっしゃる方は、どうかお気を付けを…
信じるか信じないあなた次第です(笑)



浦野家通信の来月号は1月5日に発行予定です。
皆さまよいお年をお迎えくださいませ。